

公益財団法人小野寺パラスポーツ振興会 評議員選定委員会設置及び運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人小野寺パラスポーツ振興会（以下「この法人」という。）定款第13条第4項の規定に基づく、評議員を選定するための「評議員選定委員会」の設置及びその運営について定めることを目的とする。

(設置及び委員)

第2条 この法人に評議員選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名のほか、第4項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 前項の評議員、監事からの委員を選任するに当たっては、評議員及び監事による互選とし、事務局からの委員はこの法人の事務局長の職にある者をあてる。

4 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む）

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委員会設置の日から、委員会が選定した評議員の任期が満了する日までとし、再任を妨げないものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選任する。

3 委員会の議長は、委員長とする。

(招集)

第5条 委員会は理事長が招集する。

(委員会の成立)

第6条 委員会は、委員のうち少なくとも外部委員1名を含む過半数の委員が出席することにより成立する。

(評議員の選定)

第7条 評議員会及び理事会が評議員候補者を推薦する場合は、推薦内容の説明のため次に掲

げる内容を記載した書類を委員会に提出するものとする。

(1) 候補者の経歴

(2) 候補者を候補者として推薦した理由

(3) 候補者と財団及び財団役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

2 評議員の選定は、原則として候補者 1 名ごとに行い、少なくとも外部委員 1 名を含む出席委員の過半数の賛成がなければ行うことができない。

3 出席委員の全員が賛成した場合、候補者全員を対象として選定を行うことができる。選定は前項と同様の賛成がなければ行うことができない。

4 委員会の評決には、委員長も参加する。

（議事録）

第 8 条 評議員選定委員会の議事については、議事録を作成し、出席したすべての評議員選定委員は、これに記名押印しなければならない。

（報酬及び費用弁償）

第 9 条 委員は無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用は弁償する。

（事務局）

第 10 条 委員会の事務は、事務局がこれに当たる。

（改廃）

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 11 月 17 日から施行する。

（平成 29 年 11 月 17 日理事会議決）